

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 2 年 4 月 24 日

申請事業主

〒 163-8001

東京都知事 殿

所在地 東京都新宿区西新宿 2-8-1

名称 株式会社東京産業

代表者 職氏名 代表取締役社長 東京太郎

記

対象施設の 情報	フリガナ	カフェマルマルニシシシジュクテン			左記の他に 1 所
	名称	カフェ●●西新宿店			
	フリガナ	トウキョウトシシシジュクテニシ			※休業する都内事業所が2か所以上ある場合は、左記以外のその全てを裏面に記載ください。
住所	東京都新宿区西新宿 2-8-1				
	電話番号	03-1234-5678	営業内容	雑貨屋併設喫茶店	特記事項 営業時間短縮の要請のある喫茶店の休業で申請。各店舗で営業時間異なるため、2店舗目の営業時間を添付
業態等	種類	商業施設	施設	喫茶店	

対象施設における具体的な営業内容等を端的に記載してください。

取組内容	全面休業	<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。														
	営業時間の短縮(食事提供施設の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に閉店する場合、休業等の要請対象施設は休業等を行っていること等を記載してください。														
		<input checked="" type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業(休業)します。														
		日付	【従来の営業時間】	【期間中の実際の営業時間】												
		4/16	木	10:00 ~ 21:00	⇒	10:00 ~ 20:00	下記取組内容に記載する営業時間の短縮等について、営業日や営業時間が異なる場合には、別紙で補完してください。 5時から20時までの間に営業を短縮していること等を記載してください。 中小企業基本法上の中小企業者であることがわかるデータ等を記載してください。個人事業主の方は事業主名(屋号等)をお書きください。									
		4/17	金	" ~ "	⇒	" ~ "										
		4/18	土	" ~ 23:00	⇒	" ~ "										
		4/19	日	定休日	⇒	定休日										
		4/20	月	10:00 ~ 21:00	⇒	10:00 ~ "										
		4/21	火	" ~ "	⇒	" ~ "										
		4/22	水	" ~ "	⇒	" ~ "										
		4/23	木	" ~ "	⇒	" ~ "										
		4/24	金	" ~ "	⇒	" ~ "										
		4/25	土	" ~ 23:00	⇒	" ~ "										
		4/26	日	定休日	⇒	定休日										
4/27	月	10:00 ~ 21:00	⇒	10:00 ~ "												
4/28	火	" ~ "	⇒	" ~ "												
4/29	祝	" ~ "	⇒	" ~ "												
4/30	木	" ~ "	⇒	" ~ "												
5/1	金	" ~ "	⇒	" ~ "												
5/2	土	" ~ 23:00	⇒	" ~ "												
5/3	祝	定休日	⇒	定休日												
5/4	祝	10:00 ~ 22:00	⇒	10:00 ~ "												
5/5	祝	" ~ "	⇒	" ~ "												
5/6	祝	" ~ "	⇒	" ~ "												

申請企業の 情報	申請事業者名(法人名又は個人事業主名)	フリガナ	カブシキガイシャトウキョウ													
		名称	株式会社東京産業													
	中小企業者であることの確認	資本金(又は出資金)	300	万円	中小企業基本法上の業種	小売業	常時雇用する従業員数	15	人							
申請者の種別	選択	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
		<input type="checkbox"/> 個人事業主	住所(※)											生年月日		

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

担当者	担当者名	所属	営業部営業課	フリガナ	トウキョウ	ハナコ
	担当者連絡先	固定電話	03-1234-5678	氏名	東京	花子
				携帯電話	090-1234-5678	

対象施設の情報（2か所目以降）

2	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	カフェ●●池袋店	カフェマルマル イケブクロテン	東京都豊島区池袋1-2-3	03-9876-5432
	営業内容	種類	施設	特記事項
	雑貨屋併設カフェ	商業施設	喫茶店	新宿店と同じ
3	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項
4	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項
5	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項

<下記いずれかにチェックを入れて下さい>

- 専門家による事前確認を行っていません。
- 専門家による事前確認を下記の通り行いました。

専門家による事前確認（専門家記載欄）

下記について、事前確認を依頼した専門家に記入してもらってください。

- 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書
- 誓約書
- 緊急事態措置以前に営業活動を行っていることがわかる書類（写し可）
- 業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し可）
- ※飲食店営業許可証、酒類販売免許 等
- 本人確認書類
- 休業等の状況がわかる書類
- 支払金口座振替依頼書

私は、株式会社東京産業の
本協力金申請に係る申請要件の確認を行いました。

所在地 東京都中野区中野1-1-1

代表者名・氏名

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

いずれかにチェックを入れて下さい。

税理士番号、公認会計士番号、中小企業診断士登録番号を記載してください。

都内の青色申告会

税理士 公認会計士 中小企業診断士

税理士登録番号
公認会計士登録番号
中小企業診断士登録番号

777777号

取組内容	全面休業		<input type="checkbox"/> 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。						
			<input checked="" type="checkbox"/> (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に酒類を提供しません。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり営業時間を短縮 <input checked="" type="checkbox"/> (休業) します。						
			日付	【従来の営業時間】		⇒	【期間中の実際の営業時間】		【備考】
	4/16	木	4:00	~	22:00	⇒	5:00	~	20:00
	4/17	金	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/18	土	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/19	日	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/20	月	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/21	火	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/22	水	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/23	木	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/24	金	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/25	土	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/26	日	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/27	月	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/28	火	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/29	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	4/30	木	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	5/1	金	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
	5/2	土	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃
5/3	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	
5/4	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	
5/5	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	
5/6	祝	〃	~	〃	⇒	〃	~	〃	

※ 2か所目以降の対象施設ごとに営業日や営業時間が異なる場合には、上記表を適宜コピーしてご活用ください。

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- ・申請書に記載の休業等を必ず実施します。
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、東京都に事前に連絡します。

<以下、申請される全ての方>

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・施設名（屋号）の公表に応じます。
- ・申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

東京都知事殿

所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1
名称 株式会社 東京産業
代表者名 代表取締役社長 東京太郎

以上
日
ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

記入例

支払金口座振替依頼書
(新規・変更用)

令和2年 4月24日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都感染拡大防止協力金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所 **新宿区西新宿2-8-1**
(連絡先電話番号 03 (1234) 5678)
氏名 **株式会社東京産業**
代表取締役社 東京 太郎



(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
<input type="checkbox"/> 銀行・信用金庫 みずほ <input type="checkbox"/> 信用組合・農協	<input type="checkbox"/> 本店 支店	0001100	1	0123456
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
カ) トウキョウサンギョウ				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>※ただし、デリヘルについては一般的に店舗を有しないため、施設に着目した東京都感染拡大防止協力金の支給対象に該当しない。</p>
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
ライブハウス	対象		
場外馬（車・舟）券場	対象		
大学・学習塾等	大学	対象	<p>【床面積の合計が1,000㎡超の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請） ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニスコート（☆）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
テーマパーク	対象		
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
集会・展示施設	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
動物園	対象		
植物園	対象		
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場 （集客活動を行い来客を促すもの）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

1 基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（※特措法によらない協力の依頼）。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（※）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

2 施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は 使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	

お問い合わせの多かった施設は、次の表のとおりです。

参考

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
ごみ処理関係	対象外		

専門家の事前確認について

申請される皆様へ

本協力金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

円滑な申請と支給に向けて、専門家の確認を受けていただくようお願いします。事前確認を行う専門家は以下のとおりです。

- (専門家)
- ① 東京都内の青色申告会
 - ② 税理士
 - ③ 公認会計士
 - ④ 中小企業診断士

※これまでにアドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいる場合は、その方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前チェックにかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置いたしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※申請内容について、東京都から依頼した専門家に照会することがあります。

※(一社)東京青色申告会連合会では、都内各地区の青色申告会を紹介するサイトを運営していますのでご活用ください。

(<http://www.tokyo-airo.or.jp/new/soshikigaiyou.html>)

・ご利用の際は、必ず事前に依頼先にお問い合わせください。

確認をいただく専門家の皆様へ

申請者から事前確認の依頼があった場合、申請書・添付書類と申請者からの聞き取り等をもとに、下記の事項について、その妥当性を確認してください。必要に応じて、追加・補足の書類なども確認してください。

- ① 会社、個人の営業の実態
- ② 協力金の支給対象である施設に該当する業態であるか
- ③ 休業等の取組状況は適切か など

これらの確認が出来たら、申請者が持参した「東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書」の専門家記載欄にチェック及びご記入の上、写しを取って、原本または写しを申請者にお返し下さい。

後日、東京都の事務局から実績の確認のため、ご連絡させていただく場合があるので、ご了承下さい。

事前確認に係る費用については、一定の基準のもと東京都が措置いたしますので、その点ご配慮願います。具体的な手続きについては、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)にお問い合わせください。